

◆ ◆大規模災害ボランティア活動助成費交付要領◆ ◆

(目 的)

大規模災害に伴うボランティア活動を支援することを目的とする。

[ボランティア活動助成費]

- 1 東日本大震災のような大規模災害に伴うボランティア活動について、ボランティア活動費等の一部及びボランティア保険料を次のとおり助成する。

(助成額)	活動費 (参加費を含む)	上限10,000円
	保険料	自己負担額の全額

- 2 助成費の交付は、同一学生について各年度1回とする。
- 3 助成費の交付を受けようとする者は、大規模災害ボランティア活動助成申請書(様式第8号)に活動を証明できるものを添えて、後援会会長に対し、当該年度内に提出しなければならない。
- 4 大規模災害ボランティア活動助成費の交付状況及び内容については、後援会総会において報告を行わなければならない。

附 則

この要領は、平成28年4月5日から施行する。